

平成 26 年 2 月

## 「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」等の運用に係る取扱いについて（お知らせ）

今般、国土交通省土地・建設産業局長より発出のあった、平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 29 号「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」の通知を受けて、金沢市が発注する工事及び委託業務においては、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、下記により契約金額が変更された場合は、国土交通省土地・建設産業局長通知「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号）の趣旨に則り、元請企業と下請企業の間で締結している契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切な対応をお願いいたします。

### 記

#### 1. 新労務単価の適用について

##### (1) 対象案件

国土交通省が平成 26 年 2 月 1 日に改定した公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」という。）を適用して積算する工事等

- ・ 工事及び工事に準ずる業務委託
- ・ 建設コンサルタント業務

##### (2) 適用開始

平成 26 年 2 月から新労務単価に基づき積算し、3 月 1 日以降の入札公告に係るものから適用する。

#### 2. インフレスライド条項の適用等について

- ① 新労務単価の上昇を受け、平成 26 年 1 月 31 日以前に契約した工事のうち、一定の要件を満たすものについては、賃金等の急激な変動に対処するため、公共工事標準請負約款に規定する、いわゆるインフレスライド条項を運用する。
- ② 新労務単価の適用に伴う特例措置として、平成 26 年 2 月 1 日以降に契約締結する工事等のうち、旧労務単価（平成 25 年度公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価）を適用して予定価格を積算したものについて、新労務単価等により算出された請負代金額に契約変更を行う。

#### 【問い合わせ先】

金沢市都市整備局都市計画課設計技術管理室

TEL : 076 (220) 2353 FAX : 076 (222) 5119

金沢市総務局監理課

TEL : 076 (220) 2101 FAX : 076 (220) 2097